入　　札　　説　　明　　書

（一般競争入札）

物　件　名

デジタル印刷機（備出２４）

総務事務センター

平成27年10月30日

入札説明書項目

・入札手続について
・入札参加者心得
・入札保証金・契約保証金についての注意事項
・仕様書
・仕様申立書作成要領
・仕様申立書
・入札書及び記入例
・委任状及び作成例
・物品購入証明書（履行証明）
・履行確認書（交付願）及び記入例
・物品売買契約並びに単価契約書（案）
・誓約書
・入札日程表

入札手続について

福岡県が調達する物品に係る入札公告に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、平成27年11月13日（金）午前11時00分までに文書（FAX可）にて下記6に掲げる部局に説明を求めることができる。質問に対する回答は、平成27年11月24日（火）午後1時00分に総務部総務事務センター調達班執務室(行政棟1階）に掲示する。入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

入札説明会は行いません。入札参加希望者は次の注意事項及び入札説明書を熟知の上、入札をお願いします。
提出期限は厳守してください。

1　公告日　平成27年10月30日（金）

2　競争入札に付する事項
（1）調達物品及び数量
　デジタル印刷機　19台
　消耗品（マスター、インク）　一式
（2）調達物品の仕様等
　別添「仕様書」のとおり
（3）納入期限
　・デジタル印刷機　　平成28年1月15日
　・マスター、インク　　平成33年3月31日
（4）納入場所
　別添「納品先等一覧」のとおり

3　入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成27年5月福岡県告示第534号)」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

4　入札参加資格を得るための申請の方法
3に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望する者は、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入し必要書類を添付の上、平成27年11月17日（火）午後3時00分までに次の(2)の部局へ提出すること。
（1）申請書の入手方法
　福岡県庁ホームページからダウンロードする。（http://www.pref.fukuoka.lg.jp/）
（2）申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先
　福岡県総務部総務事務センター調達班
　〒812－8577　福岡市博多区東公園7番7号
　電話番号　092－643－3092(ダイヤルイン)

5　入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

次の条件を満たすこと。

（1）3の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
０１	０２	事務機器	ＡＡ
０５	０１	電気器具	ＡＡ
０５	０２	電気通信機器	ＡＡ

（2）当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

（3）納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

（4）納入しようとする物品が、2の（1）及び（2）に示した物品であることの証明として、仕様申立書を総務事務センター調達班に平成27年11月26日（木）午後3時00分までに提出し、承認を受けている者。なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

（5）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

（6）福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

6　当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務センター調達班（行政南棟1階）
〒812－8577　福岡市博多区東公園7番7号
電話番号　092－643－3092(ダイヤルイン)
Fax　　　092－643－3109

7　契約条項を示す場所

6の部局とする。

8　契約書作成の要否

要(別添契約書案参照)

9　入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10　入札説明会

入札説明会は行わないものとする。

11　入札

（1）提出場所

福岡県総務部総務事務センター調達班（行政南棟1階）

〒812－8577　福岡市博多区東公園7番7号

電話番号　092－643－3092

（2）提出期限

持参する場合は平成27年12月９日（水）午後4時00分

郵送する場合は平成27年12月８日（火）午後5時00分

（3）注意事項

ア　入札に参加する者は、入札書（別紙様式）を持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着）で、イ以下により提出しなければならない。電話、電報、テレックス、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

イ　入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めた額とする。

ウ　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する額を入札書に記載すること。

エ　入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「12月10日開封〈デジタル印刷機（備出24）〉入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には持参により提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「12月10日開封〈デジタル印刷機（備出24）〉入札書在中」と朱書きしなければならない。

オ　入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

カ　入札者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

（4）入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止する場合がある。

12　入札保証金の納付期限

入札書を持参する場合は平成27年12月９日（水）午後3時00分

入札書を郵送する場合は平成27年12月８日（火）午後3時00分

13　入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア　県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ　過去2年間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約（見積金額（税込み）の2割超）を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合。

（2）契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア　県を被保険者とする契約保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ　過去2年間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約（契約金額の2割超）を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合。

14　開札

（1）日時

平成27年12月10日（木）午前10時30分

（2）場所

福岡県庁総務事務センター入札室（行政南棟1階）

福岡市博多区東公園7番7号

（3）開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

（4）落札者がない場合

開札をした場合において落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立会っている場合にあって、その全ての同意が得られればその場で再度入札を行う。

15　入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、14の（4）により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

（1）入札金額の記載がないもの。または、入札金額を訂正した入札

（2）法令又は入札に関する条件に違反している入札

（3）同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

（4）所定の場所及び日時に到着しない入札

（5）入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

（6）入札保証金又はこれに代わる担保の納付が、見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札

（7）金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

（8）入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

（9）入札書の日付がないもの、または日付に記載誤りがある入札

16　落札者の決定の方法

（1）入札金額(単価）のすべてが予定価格（単価）の制限の範囲内であり、かつ各入札金額（単価）に数量を乗じて得た金額の合計金額が最低価格であり、並びに、有効である入札書を提出した者を落札者とする。

（2）落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちに開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

17　調達手続の停止

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

～入札までの流れ(補足説明)～

本調達案件は　平成27年10月30日公告の「デジタル印刷機(備出24)」です。

1　仕様申立書について

実際に納品しようとしている物品が、提示している仕様書の要件を確かに満たしていることの証明として、この入札説明書の中にある様式「仕様申立書」を提出し、承認を受けることが入札参加の条件となります。詳細は仕様申立書作成要領を熟読してください。

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
持参又は郵送 (書留郵便限定)	調達班 ※	11月26日（木） 午後3時00分 （郵送も必着のこと。）	別紙「仕様申立書」又はそれを参考にした任意の様式	・　仕様書性能を満たす証明として製品のカタログ等を添付のこと。 ・　承認又は不承認の決定に関しては、12月3日（木）までに通知

2　質問の受付について

入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議の申立てはできません。

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
書面提出 (FAX可)	調達班 ※	11月13日（金） 午前11時00分	任意	・　入札方法等に関する一般的な質問は電話可 ・　回答は11月24日（火）午後1時00分に調達班で文書にて掲示

3　委任状について

入札手続きは入札参加申請者である事業者の代表者又は代理人により行っていただきますが、委任状を提出することによりその手続きを受任者に委ねることができます。

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
持参又は郵送	調達班	委任事項発生時	別紙「委任状」	別紙「委任状」記載例を参照のこと。

※調達班　福岡県総務部総務事務センター調達班（県庁南棟1階）

〒812－8577　福岡市博多区東公園7－7

電話番号　092－643－3092

FAX　　092－643－3109

4　入札保証金について

入札書を提出される際には、あらかじめ（1）により入札保証金を本県に納付していただきま
ただし、（2）、（3）による場合は、入札保証金が免除されます。

（詳細は、別紙「入札保証金・契約保証金についての注意事項」を参照してください。）

（1）入札保証金を現金又は小切手等により納付する場合

入札保証金は郵送での受付をしていません。

入札保証金を納付される入札参加者には入札書の持参をお勧めします。

納付された入札保証金は入札終了後（落札者は契約締結後）に還付します。

万一、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は本県に帰属します。

入札書の提出方法	入札保証金		提出様式	注意事項
	提出先	提出期限		
持参	調達班 (持参に限る)	12月9日（水） 午後3時00分	保証金等納付書（委任状は別紙「委任状」を使用のこと。	・　小切手は銀行振出小切手（振出人及び支払人が同一金融機関であるもの）に限定。 ・　調達班で準備している保証金等納付書（財務規則様式第144号）に必要事項を記入し、代表者印等を押印して納付のこと。 ・　保証金等納付書の押印すべき印は、次のとおり。 ① 本県に登録している代表者印 ② 競争入札参加資格申請時に提出している委任状に記載された代理人の印 ③ 3により①、②の代表者等から委任を受けた委任状持参者は、受任者の私印
郵送		12月8日（火） 午後3時00分		

（2）入札保証金を免除するため、入札保証保険証書を提出する場合

入札保証保険証書とは、保険会社との間に本県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときこれを証する書類です。

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
持参	調達班	12月9日（水） 午後4時00分	（入札保証保険証書は原本であること。）	・　封筒に入れ、封皮に氏名（法人名）及び「12月10日開封〈デジタル印刷機（備出24））入札保証保険証書在中」と朱書きのこと
郵送 (書留郵便限定)		12月8日（火） 午後5時00分		・　持参と同様の方法で封書にしたものを更に封書にし（二重封筒）、「12月10日開封〈デジタル印刷機（備出24））入札保証保険証書在中」と朱書きのこと。

（3）入札保証金を免除するため、物品購入証明書等を提出する場合

物品購入証明書とは、過去2年の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結したことを証する書類です。

調達班に契約実績がある場合には、物品購入証明書に代え、イにより履行確認書（交付願い）を提出してください。

ア　本県（調達班を除く。）若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）の物品購入証明書を提出する場合

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
持参	調達班	12月９日（水） 午後4時00分	（別紙「物品購入証明書」を参照のこと）	・　封筒に入れ、封皮に氏名（法人名）及び「12月10日開封〈デジタル印刷機（備出24））物品購入証明書　在中」と朱書きのこと。
郵送 (書留郵便限定)		12月８日（火） 午後5時00分		・　持参と同様の方法で封書にしたものを更に封書にし（二重封筒）、「12月10日開封〈デジタル印刷機（備出24））物品購入証明書　在中」 と朱書きのこと。

イ　調達班に契約実績があり、履行確認書（交付願い）を提出する場合

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
持参	調達班	仕様申立書の提出期限と同じ。	別紙様式「履行確認書（交付願い）」	・　契約年月日、案件名等の必要事項を記入のうえ提出のこと。
郵送 (書留郵便限定)				・　持参と同様の方法で封書に「12月10日開封〈デジタル印刷機（備出24））履行確認書（交付願い）　在中」と朱書きのこと。

5 入札書について

入札書記入に当たっての注意事項等は次のとおりです。

（1）主な注意事項

- 電話、電報、FAX、電子メールその他の方法の入札は不可
- 入札書の日付は、調達班が仕様申立書の承認通知書を発した日から提出期限である12月9日（水）（郵送の場合は12月8日（火））までの日付。開札日と間違わないこと。
- 日付がないものまたは日付に記載誤りがあるものは無効となるので十分注意のこと。
- 委任状を提出する場合は、入札書の記名・押印は委任を受けた人の名前と印鑑（私印）であること。
- 委任状の提出がない場合は、本県に登録している代表者等の名前と代表者等の印鑑であること。
- 入札書の書き方及び注意点は別紙「入札参加者心得」、「記入例」を参考のこと。特に、￥マークの横の入札金額、記名、押印がないもの、入札金額を訂正したものは無効であること。入札金額は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかにかかわらず、契約希望金額の108分の100に相当する額を記載すること。
- 入札金額は、本体価格の外、輸送費、関税等納入引き渡しに要する一切の諸経費を含めたものであること。
- 入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできないこと。
- 入札は入札書を提出した事業者の代表者又は代理人等（3により委任状で委任を受けた受任者を含む。）（以下「入札者」という。）を立ち会わせて実施
- 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、入札を延期し、又は中止することがあること。

（2）提出方法等

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
持参	調達班	12月9日（水） 午後4時00分	別紙様式 「入札書 （見積書） （請書）」	・ 封筒に入れ、かつ、封皮に氏名（法人名）及び「12月10日開封〈デジタル印刷機（備出24））入札書　在中」と朱書きのこと。
郵送 （書留郵便限定）		12月8日（火） 午後5時00分		・ 持参と同様の方法で封書にした入札書を更に封書にし（二重封筒）、「12月10日開封〈デジタル印刷機（備出24））入札書　在中」 と朱書きのこと。

6 開札

開札に当たっての注意事項等は次のとおりです。

（1）主な注意事項

- 本人確認のため、名刺を持参すること。
- 委任状のない受任者は立会い不可
- 入札者が立会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立会わせるものとすること。
- 落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者のすべてが立会っている場合にあって、そのすべての同意が得られればその場で再度の入札を行う。1回目の入札で有効な入札書を提出したものだけが2回目の入札に参加できるものとする。

（2）開札の場所等

開札の場所	開札日時	注意事項
総務事務センター入札室 （行政南棟1階）	12月10日（木） 午前10時30分	再度の入札の準備をしておくこと。

入　札　参　加　者　心　得

入札（見積）に当たっては、下記事項に十分留意してください。

1　入札に関する事項を十分理解し、全てを了知した上で入札すること。

2　上記の入札に関する事項とは、入札説明書、仕様書、契約書案及び見本並びに係員が説明する入札に関する諸事項をいうものであること。

3　上記入札事項について、不明な点、疑問な点、その他理解できない点があった場合は、入札説明書で定める期限までに問い合わせること。

4　開札（入札）中は、一切の発言を認めないので静粛にすること。

5　入札に参加する者は、入札について談合又は何等の協議もしてはならない。

6　県に提出した入札書は、書換えたり、撤回することができないので、誤算や、違算又は、見込み違い等のないように十分注意すること。

7　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に１００分の８に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
　また、金額はアラビア数字で記入すること。

8　次の入札書は無効となるものであること。なお、無効入札をした者は、２回目の入札に参加することはできない。

(1)　入札金額の記載がないもの。または、入札金額を訂正した入札。

(2)　法令又は入札に関する条件に違反している入札。

(3)　同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札。

(4)　所定の場所及び日時に到着しない入札。

(5)　入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札。

(6)　入札保証金又はこれに代わる担保の納付が、見積金額（入札しようとする金額の100分の108＝税込金額）の１００分の５に達しない入札。

(7)　金額の重複記載、誤字又は脱字により、必要事項を確認できない入札。

(8)　入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。

(9)　入札書の日付のないもの、または日付に記載誤りがある入札。

9　入札は、本人又は代理人によって行われることとなるが、代理人の場合は、委任状を入札前に提出し、その確認を受けた後に入札に参加すること。
　また入札書に押印する印鑑は、委任状に押印した代理人の印鑑(私印)を押印すること。

10　入札は、第一回で落札者が決定しない場合は、再度の入札を行うことがあること。このとき第二回目の入札に参加する意思のないときは入札書に辞退の旨を記入し係員に提出すること。

11　入札にあたり不正な行為が行われたと認められるに足る事実が判明した場合は、退場を命じること、又は、入札を中止することもあること。

12　入札は、県の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とするが、当該契約の確定は、県が提出した契約書に双方がともに押印するとともに、落札者が暴力団排除条項を記載した誓約書に押印したときであること。

13　落札者は、直ちに県の指示に従い契約確定のための事務手続きを進めることについて協力すること。

14　落札者が契約を締結しないときは、次の最低価格入札者に意思の確認を行ったうえで、見積書を徴し、契約の相手方を決定することがある。

15　入札書は、県の定める様式によるものとし、あらかじめ用意しておくこと。

※「入札保証金・契約保証金」についての注意事項

（熟読をお願いします。）

入札書を提出される方は、以下に挙げるいずれかの手段で入札保証金（もしくはそれに代わるもの）を県に提出して頂く必要があります。

① 入札保証金を納める。

入札保証金となる金額は、入札しようとする金額の100分の108（＝**税込み金額**）の5％以上です。

この場合、小切手等とともに「保証金等納付書」に記入・押印して頂きます。「保証金等納付書」が必要な方は、調達班にてお配りします。

入札保証金は、指定の納付日に納付されるようお願いします。

② 入札保証保険に入ってその証書を提出する。

保険金額は、入札しようとする金額の100分の108（＝**税込み金額**）の5％以上です。

保証期間は入札書提出日から2週間程度の期間でお願いします。

③ 履行証明書を提出する。

これは、「過去2年間の間に、本県もしくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約を履行したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）」を提出することです。履行証明は、過去2年間のもの2件が必要です。

証明書は、他の支店・営業所が履行した契約のものでも問題ありません。また、同種・同規模とは、入札しようとする金額の100分の108（＝**税込み金額**）の、20％を超える同種の契約をいいます。

（例：250万円が入札金額の場合、契約希望金額が270万円となり、その20％となる54万円を超える契約(=540,001円以上)の実績が2件必要となります。）

様式は入札説明書中の「物品購入証明書」を参照のこと。

契約書の写しは履行証明の代わりになりません。 必ず履行証明書を提出してください。

【契約保証金について】

落札後の契約保証金も入札保証金と同様の取扱いですが、契約金額（税込）に乗ずる率が変わります。

	入札保証金	契約保証金
① 保証金納付	5％	10％
② 保証保険	5％	10％
③ 履行証明	20％	20％

入　札　（　見　積　）　仕　様　書

No.備出24

規格品質等は下記及び見本のとおりにつき
熟覧のうえ入札（見積）してください。

記

請求先	印刷機 総務事務センター インク・マスター 各所属	納入場所	別紙「納品先等一覧」のとおり	契約履行期限	仕様書のとおり

	品名	規格	数量	摘要
1	デジタル印刷機（B4用）	詳細は別添「デジタル印刷機仕様書」のとおり	10 台	
2	デジタル印刷機（A3用）	詳細は別添「デジタル印刷機仕様書」のとおり	9 台	
3	マスター（B4用）	①1本あたり220版の場合	2,028 本	※数量は、あくまで見込みの数量であり、県が予定数量を保証するものではない。
		②1本あたり250版の場合	1,785 本	
		③その他の場合 （453,200÷1本あたりの版数）端数切上げ	（　　　）本	
4	マスター（A3用）	①1本あたり200版の場合	1,596 本	※数量は、あくまで見込みの数量であり、県が予定数量を保証するものではない。
		②1本あたり220版の場合	1,451 本	
		③その他の場合 （324,100÷1本あたりの版数）端数切上げ	（　　　）本	
5	インク（B4用）	詳細は別添「デジタル印刷機仕様書」のとおり	2,700 本	※数量は、あくまで見込みの数量であり、県が予定数量を保証するものではない。
6	インク（A3用）	詳細は別添「デジタル印刷機仕様書」のとおり	1,900 本	※数量は、あくまで見込みの数量であり、県が予定数量を保証するものではない。
7		詳細は別添「デジタル印刷機仕様書」のとおり 1　デジタル印刷機については、いずれも専用架台を取り付けること。 2 各デジタル印刷機とマスター・トナーのメーカーは統一すること。 3　納入方法 　納品指示は、各所属から契約業者に対し随時行う。納品は1箱単位とし、契約業者は、原則として、納品指示を受けた日から3日以内（庁舎の閉庁日は除く）に指定した場所に納品すること。 **4　契約履行期限** **　デジタル印刷機については平成28年1月15日まで** **　マスター及びインクについては平成33年3月31日まで** 5 機器の搬入、据付け、試運転等実際に使用できる状態になるまでの経費は、すべて業者の負担とする。 6 納品後も消耗品の供給及び装置の操作・保守・修理等の技術的相談に応じる等、アフターサービスを継続的に行うこと。 ※インク・トナーの数量は、あくまで見込みの数量であり、県が予定数量を保証するものではない。 納品先：別紙「納品先等一覧」のとおり		
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				

摘要	契約担当者：総務事務センター　調達班　藤木　電話：092-643-3092

デジタル印刷機仕様書1

1　デジタル印刷機（B4用）

製版方法	デジタル製版
印刷方法	全自動孔版印刷又はステンシル印刷
原稿サイズ	最大A3
用紙サイズ	A3、A4、B4、B5
印刷サイズ	最大B4
給紙容量[64g/㎡]	1000枚以上
印刷位置調整	天地：電動±15mm 天地以外：手動±10mm
印刷速度	120枚／分以上
読み取り画像解像度	300dpi×600dpi又は600dpi×400dpi
書き込み画像解像度	300dpi×600dpi又は400dpi×400dpi
画像モード	文字及び写真モード要
製版時間（A4）（秒）	20秒以内
インク供給方式	全自動
マスター供給方式	全自動
ネットワーク接続 及びUSB接続	要
本体質量	105kg以下
電源	AC100V
取扱説明書	日本語
専用架台	付属
自動原稿送り装置	オプションで取付可であること
テープ仕切	オプションで取付可であること
備考	・操作及び保守点検の方法については、所属職員に十分な説明を行うこと。

デジタル印刷機仕様書2

2　デジタル印刷機（A3用）

製版方法	デジタル製版
印刷方法	全自動孔版印刷又はステンシル印刷
原稿サイズ	最大A3
用紙サイズ	A3、A4、B4、B5
印刷サイズ	最大A3
給紙容量[64g/㎡]	1000枚以上
印刷位置調整	天地：電動±15mm 天地以外：手動±10mm
印刷速度	120枚／分以上
読み取り画像解像度	300dpi×600dpi又は600dpi×400dpi
書き込み画像解像度	300dpi×600dpi又は400dpi×400dpi
画像モード	文字及び写真モード要
製版時間（A4）（秒）	20秒以内
インク供給方式	全自動
マスター供給方式	全自動
ネットワーク接続 及びUSB接続	要
本体質量	125kg以下
電源	AC100V
取扱説明書	日本語
専用架台	付属
自動原稿送り装置	オプションで取付可であること
テープ仕切	オプションで取付可であること
備考	・操作及び保守点検の方法については、所属職員に十分な説明を行うこと。

3　マスター（A3、B4）

規格	上記デジタル印刷機専用

4　インク（A3、B4）

色	黒色
規格	上記デジタル印刷機専用

納品先等一覧

No	納入先	所在地	納入場所	現地担当者	連絡先	納入数
						デジタル印刷機
1	福岡県立築上西高等学校	築上郡築上町椎田764	1階職員室	久保	0930-56-0049	1台(A3用)
2	福岡県立ひびき高等学校	北九州市戸畑区天領寺1-2-1	2階印刷室	内嶋	093-881-2355	1台(A3用)
3	福岡県立三池高等学校	大牟田市大字草木245	1階職員室	野田	0944-53-2172	1台(A3用)
4	福岡県立八女工業高等学校	筑後市大字羽犬塚301-4	2階印刷室	越智	0942-53-2044	1台(A3用)
5	福岡県立嘉穂総合高等学校	嘉穂郡桂川町大字土師1117-1	2階職員室	山崎	0948-65-5727	1台(A3用)
6	福岡県立鞍手高等学校	直方市山部810-7	2階職員室	大西	0949-22-0369	1台(A3用)
7	福岡県立特別支援学校「北九州高等学園」	中間市大辻町18-1	1階印刷室	一木	093-246-3000	1台(A3用)
8	福岡県立福岡特別支援学校	粕屋郡新宮町緑ヶ浜4-1-1	2階印刷室	中村	092-963-0031	1台(A3用)
9	福岡県立久留米聴覚特別支援学校	久留米市高良内町2935	2階職員室	川口	0942-44-2304	1台(A3用)
10	福岡県立八幡高等学校	北九州市八幡東区清田3-1-1	2階印刷室	吉田	093-651-0035	1台(B4用)
11	福岡県立八幡中央高等学校	北九州市八幡西区元城町1-1	2階職員室	古野	093-681-2335	1台(B4用)
12	福岡県立光陵高等学校	福津市光陽台5丁目	2階印刷室	吉岡	0940-43-5301	1台(B4用)
13	福岡県立明善高等学校	久留米市城南町9-1	1階印刷室	高椋	0942-32-5241	1台(B4用)
14	福岡県立山門高等学校	みやま市瀬高町上庄1730-1	1階職員室	高野	0944-62-4105	1台(B4用)
15	福岡県立八女高等学校	筑後市大字和泉251	1階印刷室	山口	0942-53-4184	1台(B4用)
16	福岡県立福島高等学校	八女市吉田1581-2	1階印刷室	塚本	0943-22-5148	1台(B4用)
17	福岡県立朝倉高等学校	朝倉市甘木876	2階印刷室	原之薗	0946-22-2043	1台(B4用)
18	福岡県立朝倉光陽高等学校	朝倉市杷木古賀1765	2階印刷室	橋本	0946-62-1417	1台(B4用)
19	福岡県立東鷹高等学校	田川市大字伊田2362-3	2階印刷室	佐々木	0947-44-3015	1台(B4用)

仕様申立書作成要領

１　目的
　納入しようとする物品が、仕様書に示す各項目及び条件等に適合することを証明するものである。

２　作成方法
（1）仕様申立書
　　仕様申立書に申立年月日、事業者住所、事業者名等を記入押印し、納入予定機器のメーカー名・型番等を記入して提出すること。
　　仕様申立書は入札説明書に掲載しているものを参考にして入札者で作成すること。記入欄が不足する場合は、欄を追加すること。

（2）「添付資料及び補足資料」
　　仕様申立書について、説明を行うものとして仕様明細を作成するとともに、補足資料として各機器の内容を確認できる資料等（製品仕様書、カタログ、価格表等）を必ず添付すること。
　　また、補足資料については、日本語（日本語以外の資料については、日本語訳を添付）、A4版とし、添付資料及び補足資料には、各機器ごとにインデックスを付し、重要な箇所にはマークをする等、分かりやすい表示にすること。

３　提出等について
（1）提出先
　　福岡県総務部総務事務センター調達班
　　福岡市博多区東公園7－7（行政南棟1階）
　　電話番号　092－643－3092

（2）提出期限
　　平成27年11月26日（木）午後3時00分
　　なお、提出された仕様申立書について確認を行い、不備が認めれらたときは受付をしない場合があるので、余裕を持って提出すること。郵送する場合は提出期限必着であること。

４　仕様申立書の承認
　仕様申立書の審査終了後、入札参加の対象となるかどうかについて、総務事務センターから12月3日（木）までに通知するものとする。

平成　　年　　月　　日

仕様申立書

福岡県総務部総務事務センター課長　殿

申請者住所

申請者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　デジタル印刷機（備出24）に係る入札に関し、仕様を満たすものとして下記の製品を申請します。

記

Ⅰ　納品しようとする製品

１　デジタル印刷機

区分	メーカー	型番等	機器の仕様明細※
デジタル印刷機（B4用）			別紙明細のとおり
デジタル印刷機（A3用）			

※　別紙様式【仕様明細】に上記印刷機の詳細を記載してください。

２　マスター

区分	メーカー	型番等	1本（ロール）当たりの版数	使用見込数（版）に対応する本数注
マスター（B4用）				本
マスター（A3用）				本

※　仕様見込数（版）に対応する本数
　　仕様書に掲げる版数を1本（ロール）あたりの版数で除して得た値を端数処理（切上げ）してください。

３　インク

区分	メーカー	型番等	1本当たりの容量
インク（B4用）			
インク（A3用）			

Ⅱ　担当者氏名　電話番号　FAX番号

※仕様が確認できるカタログ等を添付してください。

※マスター及びインクは、1に掲げるデジタル印刷機の消耗品となる製品のみを申請してください。

仕 様 明 細

仕様申立書1デジタル印刷機の機器

項　　目	デジタル印刷機（B4）	デジタル印刷機（A3）
メーカー名		
型番等		

【上記機器の仕様】

項目	要求仕様	製品の仕様	
		デジタル印刷機（B4）	デジタル印刷機（A3）
製版方法	デジタル製版		
印刷方法	全自動孔版印刷又はステンシル印刷		
原稿サイズ	最大A3		
用紙サイズ	A3、A4、B4、B5		
印刷サイズ	デジタル印刷機（B4）の場合は最大B4		
	デジタル印刷機（A3）の場合は最大A3		
給紙容量［64g/㎡］	1000枚以上		
印刷位置調整	天地：電動±15mm 天地以外：手動±10mm		
印刷速度	120枚／分以上		
読み取り画像解像度	300dpi×600dpi又は600dpi×400dpi		
書き込み画像解像度	300dpi×600dpi又は400dpi×400dpi		
画像モード	文字及び写真モード要		
製版時間（A4）（秒）	20秒以内		
インク供給方式	全自動		
マスター供給方式	全自動		
ネットワーク接続 及びUSB接続	要		
本体質量	デジタル印刷機（B4）の場合は105kg以下		
	デジタル印刷機（A3）の場合は125Kg以下		
電源	AC100V		
取扱説明書	日本語		
専用架台	付属		
自動原稿送り装置	オプションで取付可であること		
テープ仕切	オプションで取付可であること		

入 札 書 （ 見 積 書 ）（ 請 書 ）

No.　備出24

￥

納 期 限	仕様書のとおり		納入先	納品先等一覧のとおり	
品　　　名	規格	数量	単価	金額	適要
デジタル印刷機（B4用）		10			
デジタル印刷機（A3用）		9			
マスター（B4用）					
マスター（A3用）					
インク（B4用）		2,700			
インク（A3用）		1,900			
合計					

上記のとおり入札（見積）いたします。

年　　月　　日

福岡県知事殿

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

1　契約内容　上記のとおり

2　契約金額　￥
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額￥　　　　　　　）

3　私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。
なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。

4　私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の73.0パーセントの金額を納入します。

5　私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。

(1)　公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為（私を構成事業者とする事業団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとして同法第49条第1項に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が同条第7項又は第52条第5項の規定により確定したとき。

(2)　公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第50条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が同条第5項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。

(3)　公正取引委員会が、同法第66条第1項の規定により審判請求を却下したとき、又は同条第2項の規定により審判請求を棄却したとき。

(4)　私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

6　私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。

7　私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

8　私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があったときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として福岡県に契約金額の100分の10の金額を納入します。

⑴ 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

⑵ 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

⑶ 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。

⑷ 第１号又は第２号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき（事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。）。

⑸ 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

⑹ 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

⑺ 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

⑻ 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき（暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等）。

9　前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

平成　　　年　　月　　日

福岡県知事殿

契約者住所

氏　　名　　　　　　　　　　　　印

備考 1　入札（見積）金額は、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記入すること。

2　契約金額は、入札書（見積書）に記載された金額に当該金額の8%に相当する金額を加算した金額（1円未満切捨て）を記入すること。

3　取引に係る消費税及び地方消費税の額は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に108分の8を乗じて得た額（1円未満切捨て）を内数で記入すること。

入 札 書 （ 見 積 書 ）（ 請 書 ）

No.　備出24

￥　◎◎，◎◎◎，◎◎◎－ ←入札金額（税抜き価格、訂正は不可）

納 期 限	仕様書のとおり		納入先	納品先等一覧のとおり	
品　　名	規　　格	数量	単価	金額	適要
デジタル印刷機（B4用）	メーカー：******* 型　番：#######	10	$$$$$	○○○○○○○	
デジタル印刷機（A3用）	メーカー：******* 型　番：#######	9	$$$$$	○○○○○○○	
マスター（B4用）	メーカー：******* 型　番：#######	2,028		○○	
マスター（A3用）	メーカー：******* 型　番：#######	1,451		○○	
インク（B4用）	メーカー：*******				
インク（A3用）					
合計					

仕様申立書に記載した数量
（例示は、220版/本の場合）

入札参加資格者名簿に登載されている法人の代表者本人が入札する場合の記入例

上記のとおり入札（見積）いたします。

入札書提出日→　　年　　月　　日

福岡県知事殿

住所　福岡市博多区○○○○○

氏名　●●●●●●（株）

代表取締役　△△　△△　代表取締役印

1　契約内容　上記のとおり　　↓これより下は記入しないこと

2　契約金額　￥
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額￥　　　　　　　）

3　私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。

4　私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の73.0パーセントの金額を納入します。

5　私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。

（1）　公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為（私を構成事業者とする事業団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとして同法第49条第1項に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が同条第7項又は第52条第5項の規定により確定したとき。

（2）　公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第50条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が同条第5項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。

（3）　公正取引委員会が、同法第66条第1項の規定により審判請求を却下したとき、又は同条第2項の規定により審判請求を棄却したとき。

（4）　私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

6　私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。

7　私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

入　札　書（見　積　書）（請　書）

No.　備出24

￥　◎◎，◎◎◎，◎◎◎－ ←入札金額（税抜き価格、訂正は不可）

納 期 限	仕様書のとおり		納入先	納品先等一覧のとおり	
品　　名	規　　格	数量	単価	金額	適要
デジタル印刷機（B4用）	メーカー：******* 型　番：#######	10	$$$$$	○○○○○○○	
デジタル印刷機（A3用）	メーカー：******* 型　番：#######	9	$$$$$	○○○○○○○	
マスター（B4用）	メーカー：******* 型　番：#######	2,028			
マスター（A3用）	メーカー：******* 型　番：#######	1,451			
インク（B4用）					
インク（A3用）					
合計					

仕様申立書に記載した数量
（例示は、220版/本の場合）

県外に本店がある法人で、支店が入札参加者名簿に登載されており、支店長以外の者（委任を受けた代理人）が入札する場合の記入例

上記のとおり入札（見積）いたします。

入札書提出日→　　　　年　　　月　　　日

福岡県知事殿

住所　福岡市博多区○○○○○
氏名　●●●●（株）福岡支店
支店長　△△　△△
代理人　■■　■■

代理人使用印

↓これより下は記入しないこと

1　契約内容　上記のとおり

2　契約金額　￥
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額￥　　　　　　　　）

3　私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。

4　私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の73.0パーセントの金額を納入します。

5　私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。

(1)　公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為（私を構成事業者とする事業団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとして同法第49条第1項に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が同条第7項又は第52条第5項の規定により確定したとき。

(2)　公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第50条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が同条第5項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。

(3)　公正取引委員会が、同法第66条第1項の規定により審判請求を却下したとき、又は同条第2項の規定により審判請求を棄却したとき。

(4)　私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

6　私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。

7　私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

入 札 書（見 積 書）（請 書）

No.　備出24

￥　◎◎，◎◎◎，◎◎◎－ ←入札金額（税抜き価格、訂正は不可）

納期限	仕様書のとおり			納入先	納品先等一覧のとおり	
品　　名	規　　格		数量	単価	金額	適要
デジタル印刷機（B4用）	メーカー：******* 型　番：#######		10	$$$$$	○○○○○○○	
デジタル印刷機（A3用）	メーカー：******* 型　番：#######		9	$$$$$	○○○○○○○	
マスター（B4用）	メーカー：******* 型　番：#######		2,028		○○	
マスター（A3用）	メーカー：******* 型　番：#######		1,451		○○	
インク（B4用）						
インク（A3用）						
合計						

仕様申立書に記載した数量（例示は、220版／本の場合）

代表取締役以外の者（委任を受けた代理人）が入札する場合の記入例

上記のとおり入札（見積）いたします。

入札書提出日→　　　年　　月　　日

福岡県知事殿

住所　福岡市博多区○○○○○

氏名　●●●●●●（株）

代表取締役　△△　△△

代理人　■■　■■

代理人使用印

1　契約内容　上記のとおり　　↓これより下は記入しないこと

2　契約金額　￥

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額￥　　　　　　　）

3　私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。

4　私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の73.0パーセントの金額を納入します。

5　私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。

（1）公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為（私を構成事業者とする事業団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとして同法第49条第1項に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が同条第7項又は第52条第5項の規定により確定したとき。

（2）公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第50条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が同条第5項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。

（3）公正取引委員会が、同法第66条第1項の規定により審判請求を却下したとき、又は同条第2項の規定により審判請求を棄却したとき。

（4）私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

6　私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。

7　私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

委　任　状

平成　　年　　月　　日

福岡県知事　殿

（委任者）
住所
会社名
氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

下記の者を代理人（入札担当者）と定め、次の事項を委任します。

記

代理人（入札担当者）氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

（委任事項）
　デジタル印刷機（備出24）に係る以下の事務
　　１　入札及び見積に関する事務
　　２　保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収に関する事務

委任状作成例（名簿登載者から入札担当者への委任状）

委　任　状

平成　　年　　月　　日

福岡県知事　殿

（委任者）
住所
会社名
氏名　　　　　　　　　**代表者印**　→㊞

下記の者を代理人（入札担当者）と定め、次の事項を委任します。

記

代理人（入札担当者）氏名　　　**代理人の私印**　→㊞
（シャチハタ印は不可）

（委任事項）
デジタル印刷機（備出24）に係る以下の事務
1　入札及び見積に関する事務
2　保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収に関する事務

1　資格者名簿に登載されている代表者（本社で登載されている場合は代表取　締役、支店等で登載されている場合は支店長等）が、入札を代理人（入札担　当者）に行わせるときに提出する書類です。入札前までに提出してください。
2　委任者の欄には資格者名簿に登載されている代表者名を記載し、委任者の〇印は、本社の場合は代表者印（代表取締役印等）を、支店等の場合は支店長印等を必ず押してください。
3　代理人（入札担当者）氏名の後の〇印には、代理人（入札担当者）が入札時に使用する印鑑を必ず押してください。

物品購入証明書

契約年月日 納　期　限	納入年月日	品名	規格	数量	金額(円)	備考

納 入 者 住 所

商号及び営業所

代　表　者　名

上記契約内容のとおり誠実に履行されたことを証明します。

平成　　年　　月　　日

証明者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

履 行 確 認 書 （ 交 付 願 ）

契約年月日 履行期限	案　　件　　名	契約金額(円)	備考
平成　　年　　月　　日 平成　　年　　月　　日		￥	
平成　　年　　月　　日 平成　　年　　月　　日		￥	

納入者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号及び営業所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記案件について、履行確認書の作成を依頼します。

本確認書を使用する
入札案件名

（ デジタル印刷機（備出24） ）

仕様申立書の提出期限までに提出してください。

（総務事務センター調達班用）

履 行 確 認 書 （ 交 付 願 ）

契 約 年 月 日 履 行 期 限	案　　件　　名	契約金額（円）	備考
平成○○年 ○月○○日 平成○○年 ○月○○日	○○○○○	￥ ０，０００，０００	備○○
平成○○年 ○月○○日 平成○○年 ○月○○日	○○○○○	￥ ０，０００，０００	備○○

整理番号が分かる場合は記載して下さい。

納入者住所　**福岡市○○区○○丁目　○○－○○**

商号及び営業所　**株式会社○○○○**

代表者名　**○○　○○**

押印は不要です。

上記案件について、履行確認書の作成を依頼します。

本確認書を使用する入札案件名　（ デジタル印刷機（備出２４） ）

仕様申立書の提出期限までに提出してください。

（総務事務センター調達班用）

物 品 売 買 契 約 並 び に 単 価 契 約 書

物品の売買に関し、福岡県（以下「発注者」という。）と　　　　　　　　　　　　（以下「受注者」という。）との間に下記のとおり契約を締結する。

この契約は、売買契約と単価契約（基本契約）について定めるものである。

（売　買）

第１条　受注者は、別表２に掲げる物品（以下「物品」という。）を別表１記載の規格、契約金額及び契約単価等で発注者に売渡し、発注者はこれを買い受ける。

（契約保証金等）

第２条　契約保証金、契約履行の場所、履行期限等は次の各号のとおりとする。

（１）　契約保証金　福岡県財務規則（昭和３９年福岡県規則第２３号）第１７０条により免除するほかこれを徴する。

（２）　契約履行の場所　発注者の指定する場所

（３）　履行期限　発注者の指定する日

（契約期限）

第３条　この契約の有効期間は以下のとおりとする。

（１）別表１（デジタル印刷機）（以下「印刷機」という）については、契約締結日から、平成２８年１月１５日までとする。

（２）別表１（インク・マスター）（以下「インク等」という）については、契約締結日から、平成３３年３月３１日までとする。

（納　入）

第４条　インク等の納品指示は、発注者に属する各所属（以下「納入先」という。）から受注者に対し随時行う。受注者は、原則として、納品指示を受けた日から３日以内（庁舎の閉庁日は除く）に指定した場所に納品すること。

（検　査）

第５条　受注者が物品を納入するときは、あらかじめその旨を納入先に通知しなければならない。

２　納入先は、受注者が物品を納入するときは、受注者の立会いのもとに検査を行う。

（代金の支払い）

第６条　受注者は、前条第２項の検査に合格したときは、請求書により第７条に掲げる金額の支払いを納入先に請求する。

２　発注者又は納入先は、前項の請求があったときは、その日から 30 日以内に受注者に支払わなければならない。

（請求方法）

第７条　受注者が前条により請求を行おうとするときは、以下のとおりとする。

（１）印刷機については、別表１①に掲げる契約金額の支払いを発注者に請求する。

（２）インク等については、月締めで１ヶ月毎に請求書を作成し、納入先に請求しなければならない。また、受注者の作成する請求書は、物品毎の納入合計数量に別表１記載②～⑤の契約単価を乗じて得た額の円未満の端数を切り捨て、その物品毎の金額の総価が請求金額となっていること。

（取替え又は補修）

第８条　納入した物品が、12 ヶ月以内に発注者の責めに帰すべき理由によらないで破損し、又は故障したときは、発注者は受注者に対し、その取替えまたは補修の要求をすることができる。

２　受注者は、発注者から前項の要求があつたときは、受注者の費用で、発注者の指定する期日までに取替えまたは補修をしなければならない。受注者がこれを行わないときは、発注者はこれを代行し、その費用は受注者が負担する。

（遅滞損害金）

第９条　発注者は、受注者がその責めに帰すべき理由によって履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金を徴収する。

２　前項の遅滞損害金は、履行期限の翌日から起算し、物品の完納までの期間に応じ、１年につき未納部分の代金の 73.0 パーセントに相当する金額とする。

（納期の延期）

第 10 条　発注者は、受注者の申請により、天災地変その他受注者の責めに帰すべき理由によらないで履行期限までに履行できないと認めたときは、納期の延期をすることができる。

（契約の変更）

第 11 条　この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、製造メーカーの本社発行の定価証明を添付し、定価の値上げ幅の範囲内で発注者及び受注者が協議の上、別表１の②～⑤の契約単価の変更を行うことができるものとする。

（契約の解除）

第 12 条　発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、任意にこの契約を解除することができる。

この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者は賠償の責めを負わない。
（１）　履行期限までに履行を終わる見込みがないと認めたとき。
（２）　天災地変その他受注者の責めに帰すべき理由によらないで履行期限までに履行できないと認めたとき。
（３）　受注者に誠意がなく、完全に契約の履行を終わる見込みがないと認めたとき。
（４）　履行に関し不正の行為があると認めたとき。
２　発注者は、この契約に関して受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。
（１）　公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)第３条の規定に違反する行為(受注者を構成事業者とする事業者団体の同法第８条第１号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第 49 条第１項に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が同条第７項又は同法第 52 条第５項の規定により確定したとき。
（２）　公正取引委員会が、受注者に独占禁止法違反があったとして同法第 50 条第１項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が同条第５項又は同法第 52 条第５項の規定により確定したとき。
（３）　公正取引委員会が、同法第 66 条第１項の規定により審判請求を却下したとき、又は同条第２項の規定により審判請求を棄却したとき。
（４）　受注者又は受注者の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の６又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。
３　発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者は賠償の責めを負わない。
（１）　計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
（２）　役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
（３）　構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
（４）　第１号又は第２号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
（５）　自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
（６）　暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
（７）　役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
（８）　役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

（違約金）

第 13 条　発注者は、受注者の責めに帰すべき理由により契約を解除したときは、違約金を徴収する。
２　前項の違約金の額は、別表１①の契約金額及び②～⑤の契約単価に、仕様書により発注者が示した予定発注数量を乗じて得た額の 100 分の 10 に相当する金額とし、この違約金の徴収は、発注者の損害賠償の請求を妨げない。
３　前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(賠償の予定)

第 13 条の２　前条の規定にかかわらず、受注者は、第 12 条第２項の規定により発注者が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、別表１①の契約金額及び②～⑤の契約単価に、仕様書により発注者が示した予定発注数量を乗じて得た額の 100 分の 20 に相当する金額を賠償金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。契約の履行が完了した後も同様とする。ただし、発注者が支払う必要がないと認めるときは、この限りではない。
２　前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、発注者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

（補　則）
第 14 条　前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号）及び福岡県財務規則（昭和 39 年福岡県規則第 23 号）及びの定めるところによる。
２　別表１のインク等の単価については、今回納入する印刷機を使用する場合にのみ適用するものとし、この契約に基づき発注したインク等が今回納入した印刷機以外の機械に使用したことが判明した場合は、受注者は当該インク等の代金について、販売価格の定価を納入先に請求するものとする。
（協　議）
第 15 条　この契約に定めるもののほか、疑義を生じたとき、又は必要な事項については、発注者及び受注者が協議して定める。

この契約の証として本書２通を作り、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２７年　　月　　日

発注者　福岡県

代表者　　　　　　　　　福 岡 県 知 事　　小　川　洋

受注者　住　所（事務所の所在地）

氏　名（会社の名称及び代表者名）　　　　　　　　　　印

別表１

①　品　名	デジタル印刷機
数　量	１９台
契約金額 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)	￥　－ (￥　－)
②　品　名	Ｂ４マスター
単　位	１本
契約単価 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)	￥　－ (￥　－)
③　品　名	Ａ３マスター
単　位	１本
契約単価 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)	￥　－ (￥　－)
④　品　名	Ｂ４インク
単　位	１本
契約単価 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)	￥　－ (￥　－)
⑤　品　名	Ａ３インク
単　位	１本
契約単価 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)	￥　－ (￥　－)
履行場所	福岡県立築上西高等学校ほか１８校
その他	別紙仕様書のとおり

別表２

物品の規格	
物品の構造	
物品の形状	
物品の寸法	
その他	

（物品）

（表）

誓　　約　　書

平成　　年　　月　　日

福岡県知事　殿

住　　所
氏名又は名称
及び代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　印

私は、福岡県が福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。
なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

１　物品売買契約並びに単価契約書第１２条第３項（以下「暴力団排除条項」という。）各号のいずれにも該当しません。

２　暴力団排除条項第１号又は第２号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

※　上記１の暴力団排除条項各号の解釈については、裏面にてご確認下さい。

（裏）

暴力団排除条項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項第3号及び第4号関係
　構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である等の事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第8号関係
　「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。
　「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催する　パーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

＜物品売買契約並びに単価契約書抜粋（暴力団排除条項）＞

第12条
1～2略
3　発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。
(1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
(2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
(3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
(4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
(5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
(6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
(7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
(8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

第13条　発注者は、受注者の責めに帰すべき理由により契約を解除したときは、違約金を徴収する。
2　前項の違約金の額は、別表1①の契約金額及び②～⑤の契約単価に、仕様書により発注者が示した予定発注数量を乗じて得た額の100分の10に相当する金額とし、この違約金の徴収は、発注者の損害賠償の請求を妨げない。
3　前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

入札日程表

			デジタル印刷機（備出24）
			納入場所：福岡県立築上西高等学校　ほか18校
10月	30	金	公告（県公報登載日）
	31	土	
11月	1	日	
	2	月	
	3	火	
	4	水	
	5	木	
	6	金	
	7	土	
	8	日	
	9	月	
	10	火	
	11	水	
	12	木	
	13	金	質問受付の〆切　～11:00
	14	土	
	15	日	
	16	月	
	17	火	資格審査〆切　～15:00
	18	水	
	19	木	
	20	金	
	21	土	
	22	日	
	23	月	
	24	火	質問回答の掲示　13:00～
	25	水	
	26	木	仕様申立書受付の〆切　～15:00
	27	金	
	28	土	
	29	日	
	30	月	
12月	1	火	
	2	水	
	3	木	仕様申立書の承認通知期限
	4	金	
	5	土	
	6	日	
	7	月	
	8	火	（入札書を郵送する場合）入札保証金の納付　～15:00 （郵送による）　入札書提出〆切　～17:00
	9	水	（入札書を持参する場合）入札保証金の納付　～15:00 （持参による）入札書提出〆切　～16:00
	10	木	開札　10:30～